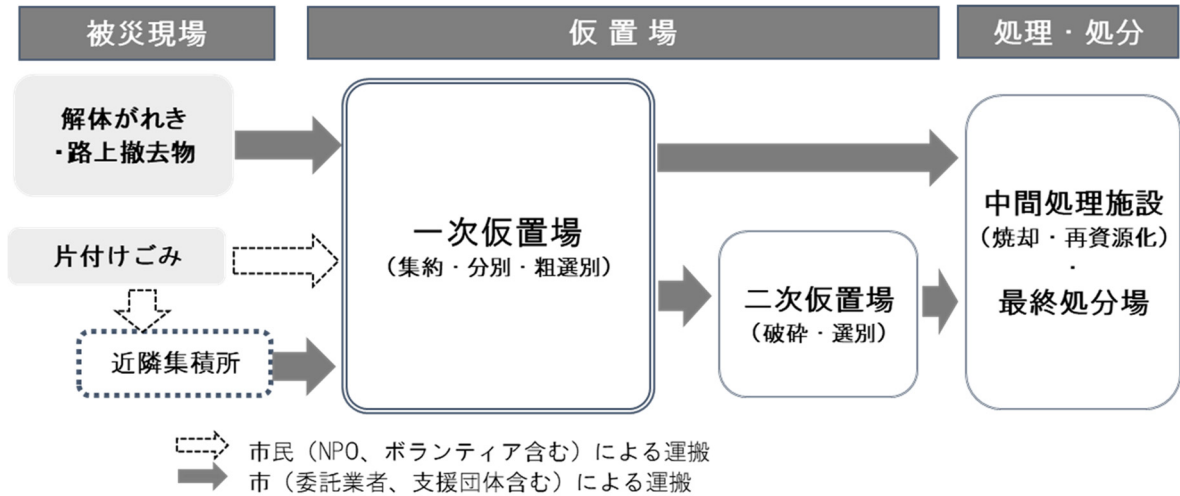


4) 災害廃棄物の仮置場

本市では、一次仮置場を活用し、災害廃棄物の被災地からの撤去、集約、分別保管等を行います。発災直後の混乱期において、一次仮置場を速やかに開設するとともに、搬入ルールを十分周知します。特に水害の場合、水が引いた直後から片付けごみの搬出が始まることから、片付けごみ用の仮置場を速やかに設置します。

仮置場の設置が必要な場合は、下表の5か所を含む10の候補地を中心として検討のうえ設置場所を決定することとします。



名称	所在地	概算面積 (㎡)
白石川サッカー公園	白石市郡山字西堀 33-3 (白石川右岸)	24,039
旧白川中学校※	白石市白川津田字田中前 1-2	13,152
旧斎川小学校	白石市斎川字町尻南 1-1	7,639
旭町第3公園	白石市旭町七丁目 2	5,009
桜の小径公園	白石市郡山字新宮田 1-1、字高田 5-3、字関下 1	2,768
上記ほか 計 10箇所 合計		59,290 ㎡
仮置場必要面積:地震 18,816 ㎡、水害(洪水堆積物除く)16,800㎡		

※東日本台風当時に仮置場として運用した。

4 初動対応

発災初期は、避難所ごみや仮設トイレなどの対応が発生し、災害が収まったのちは、片付けごみの搬出やがれきの撤去などが発生します。この間、必要な対応を随時把握し、判断・遂行できる体制を整備しておくことが重要です。

初動～応急期の業務項目と目標時間 (一部抜粋)

No.	章	初動対応の内容	生活環境課 担当係	業務開始目標時間										
				3時間	6時間	12時間	24時間	48時間	72時間	1週間	2週間	1か月	2ヶ月以降	
1	2.1	組織体制、指揮命令系統	総括責任者 総務・計画係	○	⇒	●	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2.2	連絡体制及び情報収集	総務・計画係		○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
3	2.3	協力・支援(受援)体制	総務・計画係			○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 教育訓練、計画の見直し

1) 教育訓練

発災後速やかに災害廃棄物を処理するためには、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、職員・域内事業者や地域住民、自治会を対象とした研修の実施や、県が開催する県・市・町・民間事業者団体等の職員を対象とした研修に参加するなど、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努めます。

2) 計画の見直し

本計画は、国の指針や市が作成する地域防災計画が改定された場合等に見直すこととします。さらに、一般廃棄物処理計画が改定された場合等には、その内容を確認の上、処理施設の残余容量等に大きな変化があれば計画を見直すこととします。

白石市災害廃棄物処理計画

【概要版】

1 基本的事項

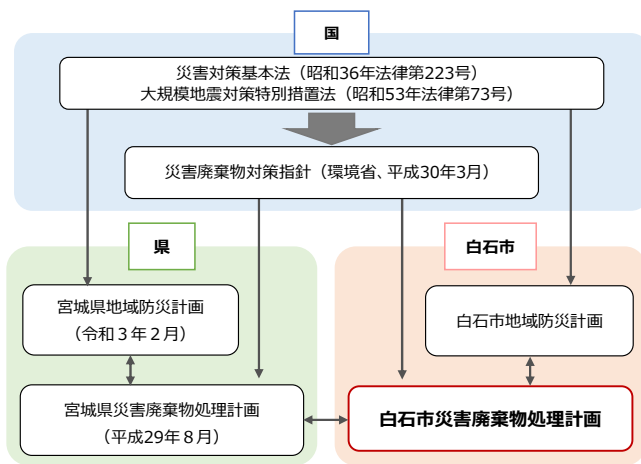
1) 計画の位置づけ

本計画では、環境省が示す災害廃棄物対策指針(平成 30 年)に基づき策定するものであり、白石市地域防災計画(平成 29 年 3 月)と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示したものです。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で示す内容を踏まえ、実際の被害状況等により柔軟に運用します。

2) 処理の基本方針

本計画による災害廃棄物処理の基本方針は、以下のとおりとします。



1. 適正かつ迅速な処理

被災地の生活環境衛生の確保及び市の早期の復旧・復興のため、仙南地域広域行政事務組合と連携し適正かつ迅速な災害廃棄物処理を進める。被害が甚大な場合は、隣接市町村や民間事業者団体との連携も視野に入れた処理体制の整備に努める。

2. 資源循環及び環境に配慮した処理

処理にあたっては、分別による資源の循環利用や最終処分量削減に努めるとともに、粉じんの飛散や有害物質の漏洩を防止するなど周辺地域の環境保全にも十分配慮する。

3. 安全対策の徹底

災害廃棄物の取扱いや仮置場の管理運営にあたっては、地域住民のほか、処理事業に従事する作業員、ボランティア等の支援者の安全対策を徹底する。

4. 経済性に配慮した処理

処理方法や処理先の検討にあたっては、少ない費用で大きな効果が得られるよう検討するとともに、地元企業へ配慮することにより地域経済復興へ寄与するものとする。

5. 災害対応力向上のための体制整備

災害廃棄物処理には専門的な知見が必要となることから、対応経験者などの活用を図るとともに、県研修会や災害支援に積極的に参加することで、廃棄物関連部局の人材育成を図る。

3) 計画期間(処理期間)

本計画の計画期間(処理期間)は速やかな地域の復旧復興に資するために、可能な限り早期に処理を目指すものとし、発生状況を踏まえ設定します。なお、被害が甚大であること等により長期の処理が見込まれる場合においても、広域処理・民間活用等を検討することにより最長でも**発災後 3 年以内の処理**を行うものとする。

4) 対象とする災害

対象とする災害廃棄物は、大きく以下の2つとなります。

対象とする災害	想定される被害	発生する災害廃棄物
地震	地震の揺れによる建物の倒壊	倒壊建物の解体がれき 被災家屋からの片付けごみ
水害、その他の自然災害	大雨、集中豪雨などによる洪水や浸水や火山噴火、大雪、竜巻による被害	倒壊建物の解体がれき 被災家屋からの片付けごみ 土砂混じりがれき、降灰、雪

地震については、県報告書による被害想定を東日本大震災が上回っていたことから東日本大震災による被害をもとに、水害については、阿武隈水系阿武隈川及びその支川（白石川ほか）の浸水想定区域図をもとに、被害想定（想定最大規模）を行いました。

災害の種類		本計画で採用する被害想定
地震	東日本大震災	最大震度 7（白石市 5 強）、 全壊 40 棟、半壊 566 棟、一部損壊 2,171 棟
	（宮城県沖地震※1）	（最大震度 6 強：全壊 1 棟、半壊 22 棟）
水害	阿武隈川水系白石川・斎川・荒川の洪水（想定最大規模降雨）※2 阿武隈川水系斎川・谷津川・塩川・沢の内川の洪水	県の浸水想定区域図をもとに想定

※1 「宮城県災害廃棄物処理計画」（宮城県、平成 29 年 8 月）、「宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）」（宮城県、平成 25 年 4 月）

※2 「阿武隈川水系白石川・斎川・荒川の洪水浸水想定区域図」（宮城県、平成 29 年 5 月）「阿武隈川水系斎川・谷津川・塩川・沢の内川の洪水浸水想定区域図」（宮城県、令和 3 年 5 月）を重ね合わせた浸水深に応じ、被害棟数を推定

5) 対象とする災害廃棄物

対象とする災害は、大きく以下の3つとなります。

区分	品目の例
被災者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ
し尿、浄化槽汚泥	仮設トイレ及び家庭からのし尿、浄化槽汚泥
災害廃棄物（解体がれき、片付けごみ）	木くず、コンクリートがら、金属くず、ほか

2 基本的事項

1) 組織体制、指揮命令系統

災害時の組織体制は、地域防災計画で定める災害時の体制を踏まえるものとし、災害発生後は速やかに災害時の組織体制に移行する必要があります。

2) 連絡体制及び情報収集

発災後は、環境対策係が被害状況の把握を行い、災害廃棄物を含む廃棄物処理に関する情報を発信します。一方、避難所開設情報や仮設トイレ必要基数などの情報は、災害対策本部から情報収集を行います。

3 災害廃棄物対策

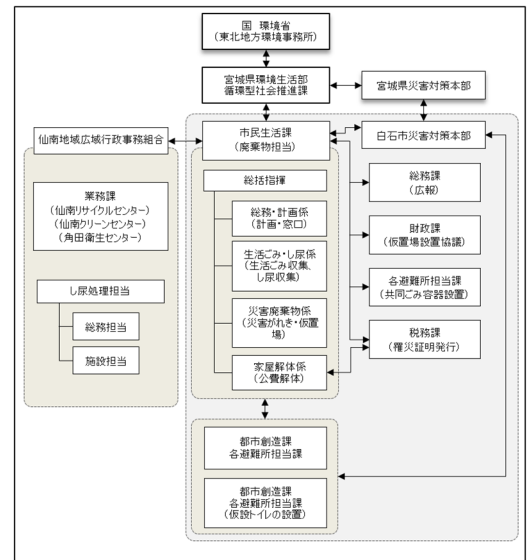
1) 災害廃棄物の発生量の推計（災害ごみ、し尿、避難所ごみ）

地震・水害について、被害想定をもとに災害廃棄物発生量の推計を行いました。その結果、地震については本市の一般廃棄物総排出量（令和元年度実績）の約 3.8 年分に相当する約 4.3 万トンが、水害については約 11.7 年分に相当する約 13.1 万トンの災害廃棄物発生量が発生すると見込まれました。

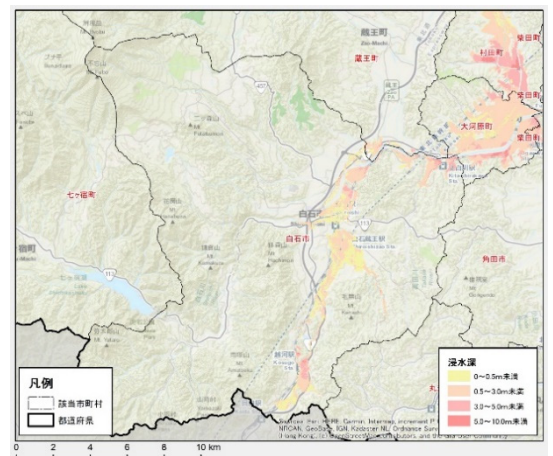
災害の種類		災害廃棄物発生量
地震	東日本大震災	42,665 t (相当年数※1：約 3.8 年分)
水害	阿武隈川水系白石川 他 6 河川※2の洪水による浸水	131,114 t (相当年数※1：約 11.7 年分)

※1 相当年数（年）＝災害廃棄物発生量（t）÷一般廃棄物年間総排出量（令和元年度実績）（t/年）

※2 阿武隈川水系白石川・斎川・荒川・斎川・谷津川・塩川・沢の内川ほか



災害廃棄物対策の内部組織体制



浸水想定区域図

